

## 堺市職員懲戒等審査会 審査概要

【日 時】 令和元年11月26日（火） 午前11時00分～午前12時00分

【場 所】 堺市役所本館3階 大会議室第1会議室

【内 容】

案件	事案概要	量定に対する意見
1	<p>令和元年6月10日午後7時過ぎに、駅のホームでの盗撮行為を目撃していた一般男性に呼び止められ、駅員を通じて警察に通報され、任意同行で警察の事情聴取を受けた。</p> <p>同年8月13日、大阪府迷惑防止条例違反の容疑で検察庁へ書類送検され、同年10月17日、起訴猶予により不起訴処分となったもの。</p>	停職6月
2	<ul style="list-style-type: none"><li>平成30年2月1日から令和元年7月1日までの通勤手当（約13万円）を不正に受給していたもの。当該職員は通勤実態を確認する調査の際には、定期券の写しを偽造し提出していた。</li><li>所属に休暇を取得する旨、電話連絡したにもかかわらず、朝または昼と夕方の時間帯に来庁し、本庁舎1階にあるオンタイムレコーダに出退勤の打刻を行い、あたかも出勤したように偽装を行い、休暇の申請を行わなかったもの。（令和元年8月21日午後及び同月29日）</li><li>令和元年9月以降、病気休暇を取得していたにもかかわらず、私的な外出（日帰り旅行や友人との飲食等）を行っていたこと、また、その間、手相を有料で鑑定するオンラインショップを同年10月に開設し、鑑定を行っていたことが判明したものの。</li></ul>	懲戒免職